

# 上越市国民保護計画の変更概要

国の『国民の保護に関する基本指針』の変更に伴う、県の『新潟県国民保護計画』の変更（一部、県の地域防災計画の修正に伴う変更）が行われたことから、『上越市国民保護計画』を変更するもの。

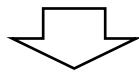
## 1.（国）『国民の保護に関する基本指針』の一部変更

《趣旨》

弾道ミサイルが発射された場合には、極めて短時間で我が国に着弾することが予測されることから、国は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、**全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等に関する記述の修正を行うもの。**

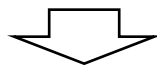
《内容》

- (1) 「避難に当たって配慮すべき事項」に、平素から J アラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記
- (2) 「避難施設の指定」の箇所に、都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮することを明記
- (3) 「訓練」の箇所に、地下への避難訓練や様々な情報手段を用いた訓練等、弾道ミサイルを想定した避難訓練の内容を例示



## 2.（県）『新潟県国民保護計画』の変更（～令和2年2月）

- (1) 国の「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更
- (2) 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正に伴う変更
  - ・「緊急被ばく医療」の文言を「原子力災害医療」に名称変更
- (3) 新潟県地域防災計画（各編）の修正に伴う変更
  - ・県の組織変更に伴う組織名の変更
  - ・警報の内容の伝達方法に「EMネット」と「Jアラート」を追加



## 3.（市）『上越市国民保護計画』の変更

- (1) 「新潟県国民保護計画」の変更に伴う変更
- (2) 市の組織変更に伴う災害対策本部組織の変更
- (3) その他 統計等データの更新